

第 7 回

熊本県議会

総務常任委員会会議記録

平成21年11月27日

開 会 中

場 所 全 員 協 議 会 室

第 7 回 熊本県議会 総務常任委員会会議記録

平成21年11月27日(金曜日)

午前10時23分開議

午前10時38分閉会

本日の会議に付した事件

議案第11号 熊本県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

出席委員(8人)

委員長 森 浩 二
副委員長 田 代 国 広
委員 鬼 海 洋 一
委員 竹 口 博 己
委員 馬 場 成 志
委員 大 西 一 史
委員 中 村 博 生
委員 内 野 幸 喜

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

総務部

部長 松 山 正 明
次 長 瀬 口 豊
次 長 田 崎 龍 一
人事課長 豊 田 祐 一
首席総務審議員兼
財政課長 田 嶋 徹

人事委員会事務局

局長 中 村 和 道
首席総務審議員兼
総務課長 田 中 明
公務員課長 松 見 久

事務局職員出席者

議事課長 東 泰 治

議事課課長補佐 徳 永 和 彦

政務調査課課長補佐 後 藤 勝 雄

午前10時23分開議

○森浩二委員長 それでは、ただいまから、第7回総務常任委員会を開会いたします。

本委員会に付託された議案を議題とし、これについて審査を行います。

まず、議案について執行部の説明を求めた後に、質疑を受けたいと思います。

なお、今回の委員会は本会議を休憩しての委員会でありますので、質疑は付託議案に関するものみに限らせていただきます。委員の皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

それでは、人事課長から、議案について説明をお願いします。

豊田人事課長。

○豊田人事課長 人事課でございます。

第11号議案熊本県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例につきまして御説明いたします。

委員会資料1ページから31ページまでございますが、最後の31ページをお開き願います。条例案の概要について御説明いたします。

まず、1の条例改正の趣旨でございますが、去る10月9日に行われました人事委員会勧告を踏まえまして、職員の給与月額、それから期末・勤勉手当等を改定するための給与条例の改正を行うものでございます。

また、これにあわせまして、知事、副知事、教育長、それから、県議会議員等の特別職の期末手当につきましても、従来から国の

事務次官等の指定職員の取り扱いに連動して改正してきていますことを踏まえまして、改定するための条例の改正を行うものでございます。

2の今回改正する条例についてでございますが、一般職につきましては(1)から(5)までの条例及び(9)から(11)までの計8本でございます。それから、特別職につきましては(6)から(8)までの3本、合計11本の条例を一括して改正するものでございます。

3の主な改正内容についてですが、まず、(1)でございますが、一般職の給料表につきましては、医師であります職員に適用します医療職給料表の1を除きまして、条例案のとおり、平均で0.2%の引き下げの改定を行うものでございます。

なお、給料表の改定に当たりましては、若年層、概ね20歳代の職員につきまして適用される部分につきましては、人材確保の必要性等も考慮いたしまして引き下げを行っておりません。

(2)、第2点目でございますが、住居手当につきましては、自宅に係ります住宅手当につきまして、現行、月額3,500円から月額3,000円に改定するものでございます。

(3)、3点目でございますが、期末手当及び勤勉手当につきましては、ことしは、5月の人事委員会の臨時勧告によりまして、6月期の期末手当及び勤勉手当について、暫定的に引き下げ改定を行ったところでございますが、今回は12月及び年間の支給月数について改定を行うものでございます。

具体的には、まず、一般職員につきましては、現行の年間支給月数4.50月を0.35月引き下げ、4.15月となります。引き下げの0.35月のうち0.20月につきましては、既に6月期に引き下げしておりますので、12月期におきましては0.15月引き下げることといたしまして、12月期の支給月数は2.20月となります。

次に、部次長級の特定幹部職員についてで

ございますが、この特定幹部職員につきましては、平成19年の人事委員会勧告の増額勧告について、国の特別職及び指定職の取り扱いを踏まえまして、増額の改定を見送った経緯がございまして、そのため年間支給月数につきまして、一般職の4.50月に対しまして4.45月と、差が生じております。

今回の改定に当たりましては、今回の人事委員会勧告や他の都道府県の状況等も踏まえまして、特定幹部職員につきましても一般職員と支給月数を統一することとして、0.30月を引き下げ、年間で4.15月、12月期を2.225月とするものでございます。再任用職員、任期付き職員につきましては、記載のとおりです。

それから、知事等の特別職の期末手当につきましては、従前からの取り扱いに倣いまして国の指定職員等の取り扱いを踏まえまして、改定を行うこととしております。年間3.35月を0.25月引き下げまして3.10月となります。0.25月の引き下げのうちの0.15月につきましては、既に6月期に引き下げしておりますので、12月期には、0.10月の引き下げとなり、1.65月となります。

4点目でございます。これは、条例の(9)、(10)、(11)の関係でございますが、平成18年4月からの給与構造改革に伴います職員の給料表の引き下げ改定に当たりましては、改定時の給料月額につきまして現給保障措置を講じております。この現給保障額につきましても0.3%引き下げを行うこととしております。

4の施行期日につきましては、12月期の期末・勤勉手当の支給基準を考慮いたしまして、12月1日としております。なお、平成22年4月以降の期末手当及び勤勉手当の支給月数につきましては、平成22年4月1日からの施行としております。

説明は以上でございます。どうぞ御審議のほどよろしく願いいたします。

○森浩二委員長 ありがとうございます。

以上で執行部の説明が終了しましたので、質疑を受けたいと思います。

質疑はありませんか。

○鬼海洋一委員 報告された内容については、もういたし方ないのかなというふうに思いますけれども、1つだけ、今、特に国の方でもそういう宣言をされておるようですが、世の中デフレですよ。このデフレ連鎖というのが次々に起きていくという状況に対する心配がされているわけでありまして、今回、この給与の引き下げを行うということが、県経済にどのように影響が及ぶのかというような点での検証といいますか、そういうものはなされているのかどうか。どういうふうに今考えられるのか、簡単にお話しいただければと思います。

○豊田人事課長 今回給与改定の対象となります職員は、約2万3,000人ほどございまして、その家族を含めると影響を受ける方は相当数に上るということで、今、委員御指摘のとおり、地域経済に何らかの影響を及ぼすという懸念があるというのは十分承知しております。ただ、その影響額の試算というのは、なかなか困難であり、それについてはしておりません。

ただ、今回の人事委員会の勧告につきましては、御承知のとおり公務員の労働基本権制約の代償措置という形で、民間企業における給与等が厳しい中で、いわゆる社会情勢の一般情勢に適応するというような形でなされたものでございまして、そういうことで人事委員会勧告どおりの実施を行うということの判断に立ったところでございます。

○鬼海洋一委員 人事委員会として、それらの事柄について、どの程度議論の対象に加え

ながら議論されたのかどうかということについて、ちょっと御報告をいただきたいと思います。

○松見公務員課長 職員の給与に関しては、地方公務員法の第24条で、生計費、それから、国ほかの地方公共団体の職員の給与並びに民間の給与を参考にして決定するという形に規定がなされております。そういうことで、人事委員会としても、民間給与の実態調査をいたしまして、また、国の勧告とかそういったものを参考にして今回勧告を行ったということでございます。

その中に地域のそういった事情等も、その他の事情という形で、そういうことも配慮するということになるかと思いますが、現実的には、そういった国あるいはほかの公共団体、それと、一番メインになるのが民間の給料についてでございます。そういった実態調査を考慮して今回勧告を行ったということでございます。

以上でございます。

○鬼海洋一委員 今おっしゃったとおり、勘案すべきさまざまな事柄というのはそういうことだというふうに思うのですが、今特に、国そのものを問題にされていく大きな課題というのは、このデフレ問題をどういうぐあいに、国、自治体ともに、そうならないように、連鎖が起こらないように歯どめをかけるかというのが、当面の最大の課題ではないかと思っております。ですから、今お話があったような、表面的な、そういう数式に事を当てはめて、それで出てくるみたいな形ではなくて、これからは、この賃金の引き下げというのが県経済に及ぼす非常に大きな、そういう負の側面も持ちながら進んでいくということに対してどうしていくのかという、そういうものもあわせて議論しながら、ぜひ取り組んでいただきたいということを、あわせてこ

の際申し上げておきたいと思います。

○大西一史委員 1つだけ、前回6月の分で引き下げるときに、各都道府県が横並びの意識ではなくて、本県独自のそういった状況を踏まえながらの勧告が必要ではないかということの意見を申し上げたのですが、今回、こういった今の経済情勢あるいは官民の給与格差ということを考えれば、こうした引き下げ、当然勧告に基づく引き下げというのは、私はもうやむを得ないし、この議案に対して賛成をするというふうに思っておりますけれども、そういう、横並びではない、本県だけでもこれまで独自削減を含めたいろんな取り組みをやっている中で、今回の勧告について特に注意した点というのは何かありますか。その辺をお聞かせいただきたいと思いません。

○松見公務員課長 人事委員会事務局の公務員課でございます。

今回、国の勧告が先に出ておりますので、国の勧告等を勘案しながら、それから民間企業、県内の民間企業等の実態調査が主でございますが、そういったものを考慮して、今回勧告には、自宅に係る住居手当について、これは、国とは違いまして、本県独自に――国の場合は廃止という形だったのですが、県の場合は500円だけ引き下げるという形で、そういった勧告を行ったというのが国との違いがはっきりすることではなかろうかと思っております。

以上でございます。

○大西一史委員 やはり地域、地域によっていろいろな事情も違いますし、そういったところも勧告の中にはきちっと反映させて、単なる横並びにならないように今後もぜひお願いしたいと思います。

ただ、この議案に関しては、私はもう今の

情勢を考えれば、これは勧告どおりにすべきだろうというふうに思いますので、賛成の意見を申し上げておきたいと思いません。

以上です。

○森浩二委員長 ほかに質疑はありませんか。――なければ、これで議案に対する質疑を終了します。

ただいまから、本委員会に付託されました議案第11号について、採決したいと思いません。

議案第11号を、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○森浩二委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第11号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で本日の議題は終了いたしました。

それでは、これをもちまして本日の委員会を閉会いたします。

午前10時38分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

総務常任委員会委員長